

憲法と地方自治

戦後、日本憲法の中に始めて『地方自治』の一章が設けられ、その基本事項が規定された。これによって、住民の意

思を反映した地方自治の確保が明文をもって保障されました。

地方自治に関する組織と運営については、法律を持って定めることとされ、その法律は、地方自治の本旨に基づいて定めなければならないことを憲法が求めており、さらに、地方公共団体の長についても議会の議員と同じく直接住民の公選によることとされています。(二元代表制)



また、長には執行権を議会には議決権を与え、相互にその権限を均衡させそれぞれの独断専行を抑制して、適正で効率的な行財政の確保を目指しており、たとえば、予算については、その編成権と提案権、執行権は長に専属し、議会の議決がなければ、執行できない建前となっています。

一方、議会はその議決に当たって、状況によっては、修正も否決もできることから、このように、長も議会もそれぞれの権限に基づいて役割を果たすものですが、その根底には、ともに住民の福祉向上という共通の大目的があり、その結果については、双方共に直接住民に責任を負う制度となっています。

議会の地位

議会は、住民を代表する公選の議員を持って構成される地方公共団体の意思決定機関であり憲法第93条で「地方公共団体には、法律の定めるところによ

り、その議事機関として議会を設置する」と定め、地方議会の設置根拠が憲法で保障されています。

村長は、議会の議決を経た上で処々の実務を執行することとされており、独断専行を許さない建前がとられており、それは、同時に議会の地位の重要性を示すものであり、議会がいかに住民の福祉を考え、住民の立場に立って判断しなければならないかとういことを定めています。

村長、議会共に住民の直接公選による機関であり、互いに独立し、その権限を侵さず、侵されず、対等の立場と地位にあることを十分理解しなければなりません。

議会の権限

- 1 議決権 議会の中心的な権利で条例の制定、改廃、予算、決算の認定、財産の取得、処分、工事契約等
- 2 選挙権 議長、副議長の選挙
- 3 検査権 行政事務に関して書類等の提出による検査
- 4 監査請求権 監査委員に対しての監査請求
- 5 意見書提出権 村の議決機関として国、道などに意見を表明する権利
- 6 調査権 村の事務について調査する権利
- 7 自律権 議会が国、道や執行機関から干渉や関与を受けない権利
- 8 同意見 副村長、監査委員、教育委員等の選任に対しての同意
- 9 承認権 村長が専決処分した事項を承認するかしないかの権利
- 10 請願・陳情を処理する権限 住民からの請願、陳情を受理、処理する権利
- 11 報告、書類の受理権 執行機関の事務について、一定の報告を受ける権利

議会の使命

議会の使命には、二つ挙げられます。

第一には、地方公共団体の具体的政策を最終的に決定することです。

議会に提出された政策、予算、条例などについて、本会議や委員会などでの質問、質疑、修正などを通じて、政策形成過程に参画して、最終的な地方公共団体の意思決定を行うことです。

第二には、議会が決定した政策を行う執行機関が行財政の運営や事務処理、事業の実施が、すべて適法・適正に、しかも公平・効率的に、そして民主的になされているかどうか批判し監視することであり、これはあくまで、住民全体の立場に立つての批判であり監視であるべきです。



議員の職責

議員は、住民から選ばれ、その代表者として議会の構成員となるもので、人格・識見共に優れた代表者でありますので、したがって、議員の一言一句は、とりもなおさず住民の意見であり、住民からの声であります。議員が行う質問や質疑・討論は、同時に住民の疑問であり意見であり、表決において投ずる一票は住民の立場に立っての一票でなければなりません。

憲法第15条で「公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と規定されており、議員は、住民全体の代表者であり、奉仕者であります。

今日の地域社会は、激動する社会情勢の中で、日々進展し、変革しており、議会も行政もこれに的確に対処しなければなりません。

そのためには、議員がただ単に、住民の声と心を代表し、代弁するだけの役割に終始するだけでなく、一歩踏み出して、常に住民の中に飛び込み、住民との対話を重ね、住民の悩みと声を汲み取りながら議論を重ねて調査研究を進め、住民全体の福祉向上と地域社会の活力のある発展を目指して時には住民に訴え、時には住民を指導して、その実現に積極的に努力することが必要です。

※ 寄付行為についての注意事項（総務省のHPより）

選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人に寄附を行うことは、名義のいかんを問わず特定の場合を除いて一切禁止されています。有権者が求めてもいけません。冠婚葬祭における贈答なども寄附になるので、注意が必要です。

病気見舞い・祭りへの寄附や差入れ・地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入れ・結婚祝、香典（政治家本人が結婚披露宴、葬式等に自ら出席してその場で行う場合は罰則が適用されない場合がある）・葬式の花輪、供花・落成式、開店祝の花輪・町内会の集会や旅行等の催物への寸志や飲食物の差入れ・入学祝、卒業祝・お中元、お歳暮

定例会・臨時会

定例会は、定期的に招集される議会で、年4回以内において条例で定めることとされており、本村では「新篠津村議会定例会条例」で3月、6月または7月、9月または10月、12月の4回と定めており、付議事件の有無にかかわらず必ず招集されます。

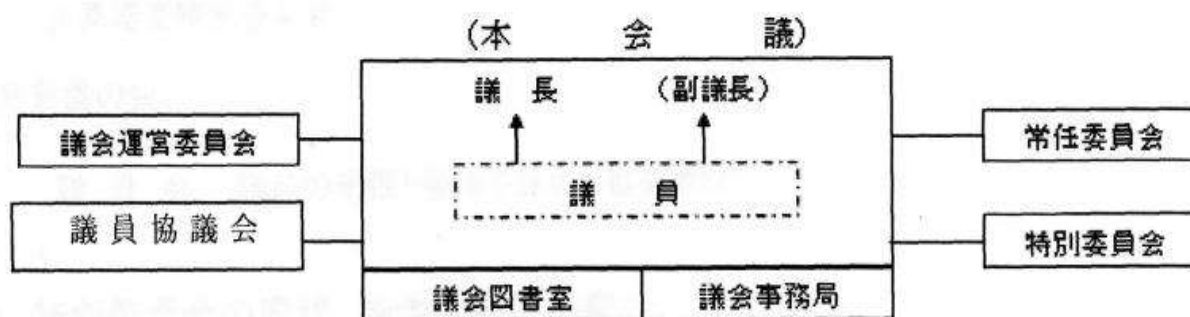
臨時会は、必要があるとき、特定の事件に限り審議するために招集される議会で、回数の制限はなく、例年では3回程度開かれています。

議会の組織

議会は、住民から直接選ばれた一定数の議員で構成される合議体であり、その意志は、会議における議決の形で表されます。会議を主宰する議長が置

かれ、議長に事故等がある場合に備え副議長が置かれており、又、事務処理等の補助機関として事務局が設置されています。

さらに、議案等の調査、審査をより詳細に、かつ専門的に行う必要性から常任委員会を議会の運営を円滑、効率的に行うため議会運営委員会を、さらに特定の事件について調査、審査するために、特に必要があるときは特別委員会をそれぞれ設置できるとされています。



議会運営委員会：議会運営を円滑、効率的に行うための調整機関。
定例会・臨時会に先立って開催

常任委員会：議案等の審査を詳細かつ専門的に調査・審査機関。

特別委員会：特定の事件につき、調査、審査の必要があるとき設けられる機関

議員協議会：法的根拠のない事実上の会議。本会議関連の協議、村長が議会の意見を聞くための協議、議会活動の協議など 概ね月1回開催される

議員の身分

議員の身分は、町村の特別職の公務員であります。(地方公務員法第3条第3項)

議員の身分は、当確(選挙管理委員会による告示)によって生じ、任期の満了の日をもって失われます。

議員の権限と義務

住民の代表として、その町村の意思決定する職責があるため、その職務を遂行するため主要な権限として以下のものがあります。

権 限

- 1 議会招集請求権 議員定数の1/4以上の議員で臨時会の招集を町村長に請求することができる。
- 2 会議請求権 議長が会議を開かないとき、議員定数の半数以上の者から開を請求することができる。
- 3 議案提出権 一定の賛成者とともに文書で議案を提出することができる。
- 4 動議提出権 一定の手続きをもって動議を提出することができる。
- 5 発言権 会議の中で、議題となった事件などについて、議長の許可を得て発言、質問、討論など必要な発言をすることができる。
- 6 表決権 議案などの案件に対し、賛成、反対の意思を表示することができる。
- 7 処分要求権 会議において、他の議員から侮辱を受けた場合は、議会に対して懲罰に付すべきことを要求することができる。
- 8 請願紹介権 住民などから提出される請願書の紹介議員となることができる。

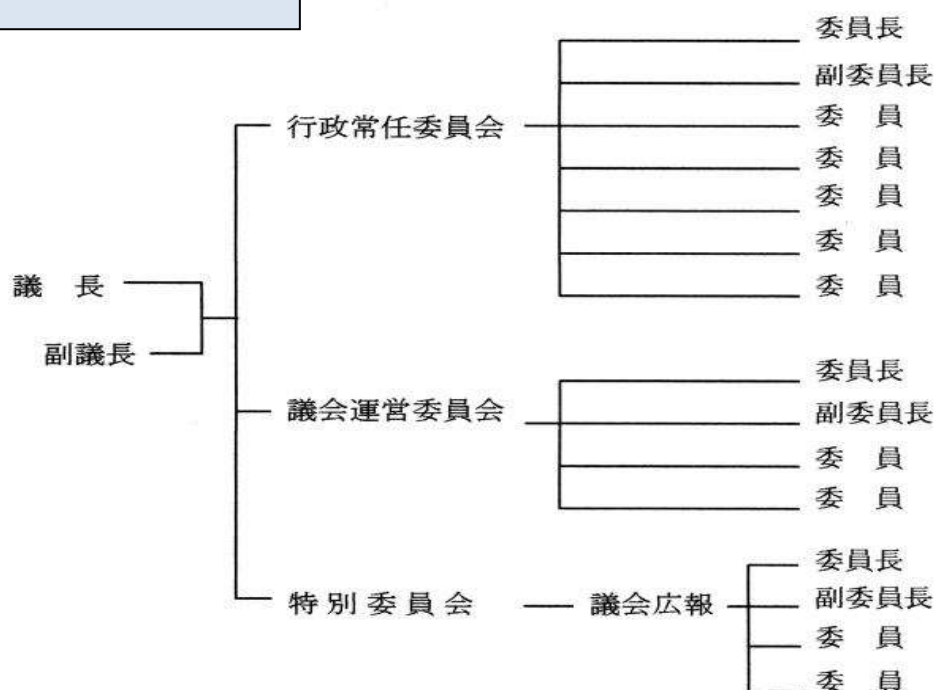
義 務

権利の一方で、各議員にはその職務を遂行するため、次のような義務が課せられており、違反すると懲罰または議員の身分を失うことがあります。

- 1 会議に出席する義務 正当の理由なくして休むことはできません。
- 2 委員に就任する義務 条例で常任委員会を設けている議会では、議員は少なくとも一つの常任委員になるものと定めており、したがって、委員に選任されたときは必ず就任しなければなりません。
- 3 規律を守る権利 議員は住民の代表者として品位を保ち、会議においても合理的、能率的な審議に協力し、秩序維持に努めなければなりません。
- 4 兼職、兼業の禁止 議員は国会議員、他の町村の議会議員または職員にはなれません。また、当該自治体から個人事業主として請負ったり、また、当該自治体を主として請負をする法人の役員になることはできません。

議会構成・委員会

議会の構成



特別委員会

予算審査特別委員会

毎年度の予算案を審議（第1回定例会3月）

決算審査特別委員会

前年度の決算を審査（第3回定例会9月）

議会広報特別委員会

新篠津村議会の議事及び活動状況を村民に広く周知し、議会に対する村民の理解と活動状況を把握することによる村政参加に資するため、新篠津村議会広報紙を発行する。

年4回発行、基本的には2月・5月・8月・11月

一 般 質 問

議員は、住民に代わって行財政の運営を監視する機能を有する議会の構成員であると共に行財政全般について、定例議会において、執行機関の所信や疑問を質問することができます。

一般質問は、議員が村の行政全般にわたって、執行機関に疑問点を質し、所信の表明を求めるものです。

本村の議会では、時間制を採用しており、各議員は1時間を超えない範囲で、質問することができます。(理事者の答弁も含めて) また、再質問からは、一問一答制で行われます。

一般質問するときは、定められた期限までに、文書をもって通告することとなっています。

議員の報酬等

議員報酬	月額	議 長	260,000円
		副 議 長	225,000円
		常任委員長	202,000円
		議運委員長	202,000円
		議 員	190,000円

期末手当 6月 報酬月額 \times 22.5/100

12月 報酬月額 \times 22.5/100

計 445.0/100 (年)

費用弁償 本議会、委員会に出席した場合、距離に応じて20円/Kmの費用弁償が支払われます。

